

平成31年 1 月 22 日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）

福岡県直方市大字下境323番地の5

にちえいつうけんかいほつかぶしがいしや
日栄通建開発株式会社
さかぐち あきら
代表取締役 坂口 明

2 処分日

平成31年 1 月 17 日

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

4 行政処分の理由

日栄通建開発株式会社の元役員が法第14条第5項第2号ニに規定する同号イ（法第7条第5項第4号ハ）に該当し、この事実により、同法人が法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったことから、同規定に基づき許可を取り消さなければならないため。

〔問い合わせ先〕

生活環境部循環社会推進課

廃棄物監視指導班

担当：主幹 井上豊文

副主幹 磯崎桂一

電話番号 097-506-3134・3129